

ID: 198

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	使用料の減免及び徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第15条第1項(第28条第3項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (使用料の減免等) 第15条 市長は、市営住宅の使用者の申請により次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、市営住宅の使用料を減額若しくは免除をし、又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 市営住宅の使用若しくは同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (2) 市営住宅の使用若しくは同居者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上市営住宅の全部又は一部を使用することができないとき。 (3) 市営住宅の使用若しくは同居者が、失職、疾病その他の事由により著しく生活困難の状態にあるとき。 (4) 市営住宅の使用若しくは同居者の収入が著しく低額であるとき。 (5) その他前各号に準ずる特別の事情があると市長が認めるとき。 2 前項の市営住宅の使用料の減額又は免除の期間については、市長が実情を考慮して定めるものとする。 3 第1項の市営住宅の使用料の徴収の猶予期間は、6月を超えることができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日